

# 青森県報

号外第二十八号

令和二年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 規則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 訓令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……三

## 規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十九号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第十二号中ヲをルとし、トをリとし、同りの次に次のように加える。

ヌ 第六十五条の五第一項の規定による輸出証明書の発行に関する事。

第四条の三第一項第十二号中へをヲとし、イからホまでをハからトまでとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第八条第一項の規定による指定成分等含有食品についての健康被害に関する情報の届出の受理に関する事。

ロ 第八条第三項の規定による調査の協力の要請に関する事。

第四条の三第一項第二十三号中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に改め、同項第二十五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号イ中「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同号へ中「第三十条の十三」を「第三十条の十三本文」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号ト中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同トを同号チとし、同号へ次のように加える。

ト 第三十条の十四第二項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出の受理及び同条第三項の規定による医薬品である覚醒剤原料の譲受けの届出の受理に関する事。

第四条の三第一項第三十一号へ中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号ト中「第二十五条の七」を「第三十一条」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号チ中「第二十五条の八第一項」を「第三十二条第一項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号リ中「第二十五条の八第三項」を「第三十二条第三項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号ヌ中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同ヌを同号カとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 第三十四条第一項(健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号。以下この号において「改正法」という。))附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する措置命令に関する事。

ル 第三十四条第三項(改正法附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する措置命令に関する事。

ヲ 第三十六条第一項及び第二項の規定による喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告に関する事。

ウ 第三十六条第四項の規定による喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する措置命令に関する事。

第四条の三第一項第三十一号に次のように加える。

ヨ 改正法附則第二条第五項の規定による喫煙可能室設置施設の管理権原者等からの報告の徴収に関すること。

タ 改正法附則第三条第三項の規定による指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等からの報告の徴収に関すること。

レ 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第二条第六項の規定による喫煙可能室の設置の届出の受理、同条

第七項の規定による届出事項の変更の届出の受理及び同条第八項の規定による喫煙可能室の場所を喫煙をすることができ場所としないこととした旨の届出の受理に関すること。

第四条の三第二項第九号中「子どものための教育・保育給付費負担金」を「子どものための教育・保育給付交付金」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に関する次のこと。

イ 第四十八条の九において準用する第十九条の規定による登録<sup>ぐらくん</sup>喀痰<sup>かたん</sup>吸引等事業者からの報告の徴収に関すること。

ロ 附則第二十条第二項において準用する第十九条の規定による登録特定行為事業者からの報告の徴収に関すること。

第五条の二第一号中ウを削り、キをウとし、同号ノ中「キ」を「ウ」に改め、同ノを同号キとし、同号中オをノとし、クをオとし、同条第八号ハ中「による」の下に「電子情報処理組織使用義務者又は」を加え、同条第九号中ヨをレとし、カをヨとし、同ヨの次に次のように加える。

タ 第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成に関すること。

第五条の二第九号中ワをカとし、ヌからマまでをルからワまでとし、同号リ中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同リを同号ヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ 第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理及び同条第二項の規定による当該届出に係る浄化槽の使用の再開の届出の受理に関すること。

第五条の二第九号に次のように加える。

ソ 附則第十一条第一項の規定による特定既存単独処理浄化槽に対する必要な措置の助言又は指導に関すること。

ツ 附則第十一条第二項の規定による特定既存単独処理浄化槽に対する必要な措置の勧告に関すること。

第五条の二第十二号ホ中「第六項」を「第七項」に改める。

第五条の四第二号ニ中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号トを削り、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第二十一条の五第二項の規定による動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出の受理に関すること。

第五条の四第二号チ中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同号リ中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「及び同条第二項」を「第二十三号第二項」に、「勧告に」を「勧告及び同条第四項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による措置の命令に」に改め、同号ヌ中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「報告」を「第一種動物取扱業者からの報告」に改め、同号中ソをナとし、ヨからレまでをソからネまでとし、同号カ中「第二十五条第四項」を「第二十五条第七項」に改め、同カを同号レとし、同号ワ中「及び第三項」を「の規定による指導及び助言、同条第二項」に、「勧告」を「勧告並びに同条第三項の規定による措置の命令」に改め、同ワを同号カとし、同カの次に次のように加える。

ヨ 第二十五条第四項の規定による必要な措置の命令及び勧告に関すること。

タ 第二十五条第五項の規定による動物の飼養又は保管をしている者からの報告の徴収に関すること。

第五条の四第二号ヲを同号ワとし、同号ル中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同ルを同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル 第二十四条の二第一項の規定による第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告、同条第二項の規定による措置の命令及び同条第三項の規定による報告の徴収に関すること。

第五条の四第三号ニ中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改める。

第九条第三号イ中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同号ロ中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第十三条第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条の二第一項の規定による次に掲げる事項の処理に関すること（二以上の所管区域にわたるものを除く。）。

イ 第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定に関すること。  
 ロ 第十三条第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定に関すること。  
 ハ 第十三条第二項の規定による農業経営改善計画の認定の取消しに関するこ  
 と。

第十八条第一項第十一号イからハまで及びト中「第八十七条の二」を「第八十七  
 条の四」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条の三第一項第十二号  
 及び第五条の四第二号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般  
 各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次  
 のように改正する。

第二条第六号中「、行政組織規則第二十条の二に規定する次長」を削る。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専  
 決事項の欄の第九号中「非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずるもの」を「地方  
 公務員法第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員」に改め、同欄の第十七号中「、  
 賃金」を削り、同項の課長専決事項の欄中第三十九号を第四十一号とし、第二十九号  
 から第三十八号までを二号ずつ繰り下げ、同欄の第二十八号中「旅費の」を「旅費及  
 び費用弁償の」に改め、同号を同欄の第三十号とし、同欄中第二十七号を第二十九号

とし、第二十一号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同欄の第二十号中「職員  
 手当等、共済費、賃金」を「給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る支出負担行為  
 （グループマネージャーの専決に係るものを除く。）」に改め、「給料、旅費、」及  
 び「報酬、職員手当等、共済費及び賃金に係るもの（附属機関の委員等に係るもの及  
 び十五日未満の職員等（地方公務員法第二十二条第二項又は地方公務員の育児休業等  
 に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定による臨時的任用職員の  
 うち任用予定期間が十五日未満の職員並びに非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準  
 ずるもの）のうち知事が別に指定する職員をいう。以下同じ。）に係るもの並びに退職  
 手当に係るもの（電子計算組織により処理されるものを除く。）を除く。）並びに」  
 を削り、「支出負担行為済」を「支出負担行為済み」に改め、同号を同欄の第二十二  
 号とし、同欄中第十九号を第二十一号とし、第六号から第十八号までを二号ずつ繰り  
 下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 会計年度任用職員の採用に関すること。  
 七 臨時的任用職員の任用に関すること。

別表第一人事課の項の第一号の課長専決事項の欄ハを削り、同項の第三号中「職員  
 等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同号  
 の課長専決事項の欄イ中「第三条第五項」を「第三十条の十一第二項」に、「旅費」  
 を「費用弁償」に改め、同欄ロ中「第二十七条」を「第三十条の十一第六項」に、  
 「旅費」を「費用弁償」に改め、同項の第六号の課長専決事項の欄イ中「こと」の下  
 に「（各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事  
 項の欄の第六号及び第七号に掲げるものを除く。）」を加え、同表行政経営管理課の  
 項中「~~電子計算組織~~」を「~~電子計算組織~~」に改め、同項の第二号及び第三号を次のよ  
 うに改める。

二 電子計算組織の利用に関する次のこと。

イ 電子計算組織利 用による事務機械 化基本計画（以下 この号において 「基本計画」とい う。）に基づく実 施計画及び実施方	イ 基本計画に基づ く実施に関するこ と。 ロ 電子計算組織の 管理及び運営の方 針に関すること。	イ 電子計算組織の 管理及び運営の実 施に関すること。
--	--	-----------------------------------

<p>課 管 理 財 産</p> <p>一 青森県公舎条例（昭和三十六年十月青森県条例第六十号）の施行に関する次のこと。</p> <p>二 青森県庁舎管理規則の施行に関する次のこと。</p>	<p>別表第一市町村課の項の次に次のように加える。</p> <p>三 寄附の受納に関する次のこと。</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金の受納に関すること。</p>	<p>針に関すること。</p> <p>三 その他の事項に関する次のこと。</p> <p>イ 電子計算組織の研修の実施に関すること。</p>
<p>三 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 第四条第一項第六号の規定による許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第七条第一項の規定による門扉の開閉時刻等に関すること。</p> <p>イ 第四条第一項第一号から第五号までの規定による許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第五条の規定による立入りの制限等に関すること（各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。</p> <p>ハ 第六条第一項の規定による駐車場所の指定及び同条第三項の規定による制限等に関すること。</p> <p>ニ 第八条の規定による退去及び撤去の命令に関すること（各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。</p>	<p>イ 第四条第一項第六号の規定による許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第七条第一項の規定による門扉の開閉時刻等に関すること。</p> <p>イ 第四条第一項第一号から第五号までの規定による許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第五条の規定による立入りの制限等に関すること（各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。</p> <p>ハ 第六条第一項の規定による駐車場所の指定及び同条第三項の規定による制限等に関すること。</p> <p>ニ 第八条の規定による退去及び撤去の命令に関すること（各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。</p>

	<p>イ 本庁舎内の事務室、倉庫等の割当てに関する事 ロ 合同庁舎に入所する機関の決定に関する事。</p>	<p>イ 本庁舎内電気器具等の使用の承認に関する事。</p>
--	---	--------------------------------

別表第一情報システム課の項を削り、同表県民生活文化課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 宗教法法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の施行に関する次のこと。

	<p>イ 第八十条の規定による認証の取消しに関する事。 ロ 第八十一条の規定による解散命令の請求に関すること。</p>	<p>イ 第十四条、第二十八条、第三十九条及び第四十六条の規定による認証に関する事。</p>
--	---	--

別表第一環境政策課の項の第三号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ロ 第九十三条第二項の規定による協力の要請に関する事。

別表第一環境保全課の項の第五号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十二条の四第二項の規定による浄化槽処理促進区域の指定の協議に関する事。

別表第一環境保全課の項の第七号の部長専決事項の欄中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第二十三条第一項の規定による緊急時の周知及び協力の要請に関する事。  
別表第一健康福祉政策課の項に次の一号を加える。

二十二 その他の事項に関する次のこと。

イ 地域県民局の地

	<p>域健康福祉部の職員に係る職員の任免等発令事務取扱規程第二条に規定する兼務に関する事（当該地域県民局に併置される保健所、福祉事務所及び児童相談所に置かれる職（行政組織規則別表第三の保健所の項、福祉事務所の項及び児童相談所の項に規定する職を除く。）に係るものに限る。）。</p>	
--	--	--

別表第一医療業務課の項の第三号の部長専決事項の欄イ中「第十六条の八第三項」を「第十六条の十第三項」に改め、同イを同欄ニとし、同欄にイからハマまでとして次のように加える。

イ 第十六条の二第一項の規定による臨床研修病院の指定に関する事。

ロ 第十六条の二第四項の規定による臨床研修病院の指定の取消しに関する事。  
ハ 第十六条の三第三項の規定による臨床研修病院ごとの研修医の定員の決定に関する事。

別表第一医療業務課の項の第十六号の部長専決事項の欄イ中「毒物若しくは劇物の販売業」及び「販売業の登録を受けている者」を「毒物劇物営業者」に改め、同号の課長専決事項の欄ロ中「販売業の」を削り、同ロを同欄ニとし、同欄イ中「毒物及び劇物の販売業」を「毒物劇物営業者」に改め、同イを同欄ハとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録に関する

こと。

ロ 第九条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の登録の変更に関すること。

別表第一医療業務課の項の第二十号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に改め、同欄ロ中「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に改め、同欄ロ中「覚せい剤研究者等」を「覚醒剤研究者等」に改め、同欄ハ中「覚せい剤取締上」を「覚醒剤取締上」に改め、同欄ニ中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同表こどもみらい課の項中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条第一項

（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による県の保有する文書の調査及び職員からの事実の聴取に関すること。

ロ 第八条第二項

（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係機関に対する報告の要求

に関すること。

ハ 第八条第六項の規定による関係機関等に対する報告の要求に関すること。

別表第一地域産業課の項の第二号の課長専決事項の欄イ中「第三条第二項」を「第四条第三項」に改め、同欄ロ中「第三条第四項」を「第四条第五項」に改め、同欄ハを削り、同欄ニ中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同ニを同欄ハとし、同項の第五号の部長専決事項の欄イ中「から第三項まで」を「第二項（同条第四項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）第三項（同条第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）第十四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び第十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄ロ中「第十三条第四項」を「第十三条第十三項」に、「経営承継贈与者」を「第一種経営承継贈与者等」に改め、同欄に次のように加える。

ハ 第十三条の二第五項の規定による災害等により被害を受けた中小企業者に対する確認の取消しに関すること。

ニ 第十九条第一項及び第二項の規定による指導及び助言に係る確認の取消しに関すること。

別表第一地域産業課の項の第五号の課長専決事項の欄イ中「第十二条第十四項」を「第十二条第三十七項」に改め、同欄ロ中「第十三条第一項」の下に「（同条第三項から第五項までにおいて準用する場合を含む。）第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）を加え、「経営承継贈与者」を「第一種経営承継贈与者等」に改め、同欄に次のように加える。

ハ 第十三条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害等により被害を受けた中小企業者に対する確認に関すること。

ニ 第十七条第一項の規定による指導及び助言に係る確認に関すること。

ホ 第十八条第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定による変更に係る確認に関すること。

ヘ 第二十条第一項（同条第八項、第十項及び第十二項において準用する場合を

含む。)及び第二項(同条第九項、第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。)の規定による確認に関すること。

別表第一労政・能力開発課の項の第七号の課長専決事項の欄ハ中「日本労働協会」を「独立行政法人労働政策研究・研修機構」に改め、同表構造政策課の項の第一号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十三条の二第二項の規定による次に掲げる事項の処理に関すること(二以上の地域県民局の所管区域にわたるものに限る。)

(1) 第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定に関すること。

(2) 第十三条第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定に関すること。

(3) 第十三条第二項の規定による農業経営改善計画の認定の取消しに関すること。

別表第一構造政策課の項の第二号の部長専決事項の欄中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第十九条の二第三項の規定による農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等に係る同意に関すること。

別表第一構造政策課の項の第二号の課長専決事項の欄口中「第二十二條第二項」を「第二十二條第二項本文」に、「承認」を「承認及び同項ただし書の規定による業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる者の指定」に改め、同表農村整備課の項の第四号の副知事専決事項の欄ニを削り、同号の部長専決事項の欄中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第十九条第一項の規定による成果の認証に関すること。

別表第一監理課の項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の施行に関する次のこと。

イ 第七条第一項及び第三項の規定による障害物の伐採等の許可に関すること。

ロ 第十三条第一項

イ 第六条ただし書の規定による特定所有者不明土地への立入り等の許可に関すること。

ロ 第十一条第二項

の規定による土地  
使用権等の取得の  
裁定に関するこ  
と。

ハ 第十九条第三項  
の規定による土地  
等使用権の存続期  
間の延長の裁定に  
関すること。

ニ 第二十二條第一  
項の規定による土  
地使用権等の譲渡  
の承認に関するこ  
と。

ホ 第二十三條第一  
項の規定による裁  
定又は承認の取消  
しに関すること。

ヘ 第三十條第一項  
(第三十七條第二  
項において準用す  
る場合を含む。)

ト 第三十二條第一  
項及び第三十七條  
第三項の規定によ  
る特定所有者不明  
土地の取用又は使

の規定による関係  
市町村長からの意  
見の聴取及び同条  
第三項の規定によ  
る行政機関の長に  
対する意見の要求  
に関すること(こ  
れらの規定を第十  
九條第二項におい  
て準用する場合を  
含む。)

ハ 第十二條第一項  
及び第二項(これ  
らの規定を第十九  
條第二項において  
準用する場合を  
含む。)の規定によ  
る土地使用権等の  
取得の裁定申請の  
却下に関するこ  
と。

ニ 第十三條第四項  
(第十九條第四項  
において準用する  
場合を含む。)及  
び第三十二條第四  
項(第三十七條第  
四項において準用  
する場合を含む。)  
の規定による取用  
委員会の意見の  
聴取に関する

の意見の聴取に  
関

用の裁定に関する  
こと。

ホ 第二十六条第一  
項の規定による報  
告の徴収、立入検  
査及び質問に関す  
ること。

ヘ 第二十九条第一  
項及び第二項（こ  
れらの規定を第三  
十七条第二項にお  
いて準用する場合  
を含む。）の規定  
による特定所有者  
不毛土地の取用又  
は使用の裁定申請  
の却下に関するこ  
と。

ト 第三十六条第一  
項の規定による立  
入調査に関するこ  
と。

別表第一道路課の項の第四号の部長専決事項の欄イ中「の規定において」を「にお  
いて」に改め、同欄口中「第七十二条の規定において準用する第三十八条第一項」を  
「第七十条の第三第一項」に改め、同号の課長専決事項の欄口中「の規定において」を  
「において」に、「許可」を「認可」に改め、同表建築住宅課の項の第一号の部長専  
決事項の欄ラ中「第八十六条の八第一項」の下に「及び第八十七条の二第一項」を加  
え、「、同条第三項の規定による認定を受けた全体計画の変更の認定及び同条第六項  
の規定による認定の取消し」を削り、同欄に次のように加える。

ム 第八十六条の八第三項の規定による認定を受けた全体計画の変更の認定及び  
同条第六項の規定による認定の取消しに関すること（これらの規定を第八十七  
条の二第二項において準用する場合を含む。）。

ウ 第八十七条の三第四項から第六項までの規定による一時的に他の用途の建築  
物として使用することの許可に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第一号の課長専決事項の欄ニ中「及び第五項第三号」を  
「、第五項及び第六項第三号」に改め、同表防災危機管理課の項の第三号を削り、同  
項の第四号の副知事専決事項の欄ロを削り、同号の部長専決事項の欄イ中「及び第二  
十条第二項」を削り、同号を同項の第三号とし、同表消防保安課の項の第四号中「の  
施行」を「（昭和五十年法律第八十四号）の施行」に改め、同号の副知事専決事項の  
欄に次のように加える。

ハ 第二十八条第七項の規定による専門員の任免に関すること。  
別表第一消防保安課の項に次の一号を加える。

十二 その他の事項に関する次のこと。

イ 青森県石油コン ビナート等防災本 部の本部員の任命 及び委嘱に関する こと（石油コンビ ナート等災害防止 法第二十八条第五 項第一号から第三 号まで及び第五号 に掲げる者に係る ものに限る。）。	イ 青森県附属機関 に関する条例第二 十条第二項の規定 による幹事の任命 に関すること。
---	--

別表第一の二庶務担当グループマネージャの項の第二号中「こと」の下に「人  
事課給与事務担当グループマネージャ及び」を加え、同項の第三号中「報酬」の下  
に「、給料」を加え、「賃金」及び「給料及び」を削り、「こと」の下に「（人事  
課給与事務担当グループマネージャ及び人事課旅費事務担当グループマネージャ  
の専決に係るものを除く。）」を加え、同項の第十号を削り、同項の第十一号中「職  
員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同  
号イ中「第三条第六項及び第七項」を「第三条第四項及び第五項」に改め、同号を同  
項の第十号とし、同表人事課給与事務担当グループマネージャの項の第一号中「、



共済費及び賃金」を「及び共済費」に、「附属機関の委員等及び十五日未満の職員等に係るもの並びに退職手当に係るもの（電子計算組織により処理されるものを除く。）を除く」を「電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものに限る」に改め、同項の第四号を削り、同項の第三号中「（電子計算組織により処理されるものに限る。）」及び「（十五日未満の職員等に係るものを除く。）」を削り、「こと」の下に「（電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものに限る。）」を加え、同号を同項の第四号とし、同項の第二号中「職員手当等及び賃金」を「及び職員手当等」に、「十五日未満の職員等」を「知事が指定する職員」に改め、同号を同項の第三号とし、同項の第一号の次に次の一号を加える。

二 旅費に係る支出負担行為及び支出命令に関する事（職員等の旅費及び費用弁償に関する条例第三十条の十第三項の規定による費用弁償の支給に係るもので、電子計算組織により処理されるものに限る。）。

別表第一の二人事課給与事務担当グループマネージャーの項の第十一号及び第十二号を削り、同表の人事課旅費事務担当グループマネージャーの項の第一号中「（附属機関の委員等に係る旅行命令に係るもの並びに非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずるものうち知事が別に指定する職員に係る旅行命令に係るもの並びに知事が別に指定する旅行依頼に係るものを除く。）」を削り、「こと」の下に「（電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものに限る。）」を加え、同項の第二号中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に、「前号の旅費」を「前号」に改め、同号イを削り、同号ロ中「第三条第六項及び第七項」を「第三条第四項及び第五項（これらの規定を第三十条の十一第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同口を同号イとし、同号ハ中「旅費」の下に「及び費用弁償」を加え、同ハを同号ロとし、同ロの次に次のように加える。

ハ 第三十条の十一第一項の規定により旅行依頼した場合の費用弁償の支給に関する事。

別表第二青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第二号中「職員手当等及び賃金」を「及び職員手当等」に改め、同号を同項の第四号とし、同項の第一号中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同号イを削り、同号ロ中「旅費」の下に「及び費用弁償」を加え、同口を同号イとし、同イの次に次のように加える。

ロ 第三十条の十一第一項の規定により旅行依頼した場合の費用弁償の支給決定

に関する事。

別表第二青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第一号を同項の第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 会計年度任用職員の採用に関する事。

二 臨時的任用職員の任用に関する事。

別表第二地域県民局長の地域健康福祉部長の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号を第七号とする。

別表第二の二中

「イ 第三条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可に関する事。」を

「イ 第三条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可に関する事。」を

ロ 第十八条第一項の規定による特定毒物研究者からの報告の徴収に関する事と。

ハ 第二十一条第一項の規定による特定毒物研究者であつた者からの特定毒物の品名等の届出の受理に関する事。

改める。

別表第四中「職員手当、共済費、賃金」を「給料、職員手当、共済費」に改め、「給料、」及び「給料及び」を削り、「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改める。

別表第五地域県民局長の地域健康福祉部長の項の第七号中「第四条の三第一項第十二号ホからト」を「第四条の三第一項第十二号トからリ」に改め、同表地域県民局長の地域健康福祉部長の項中第四十三号を第四十四号とし、第十号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 事務委任規則第十三条第一項第十一号の四に掲げる事務

別表第五地域県民局長の地域健康福祉部の保健総室長の項の第十四号中「同号ホ、ヘ及びト」を「同号トからリまで」に改め、同表東青地域県民局長の地域健康福祉部保健総室の項に次の一号を加える。

十五 事務委任規則第四条の三第二項第十五号に掲げる事務

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭